

国立高度専門医療センターの  
今後のあり方についての有識者会議報告書  
に対する対応状況

## 国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議報告書に対する対応状況

成果を継続的に生み出せる研究と人材育成のあり方（主な具体策）	対応状況
<p>①研究</p> <p>・臨床研究の統括・調整機能の構築</p>	<p>○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)において、試験研究機関に指定されるとともに、独立行政法人化後も研究開発等を行う独立行政法人のうち特に重要な機関として研究開発法人に指定される予定。</p> <p>●高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、国際水準の研究・開発成果を継続的に生み出すための体制を整備するよう中期目標において規定する予定。</p>
<p>・医療クラスターに必要な体制の整備と多施設共同臨床研究の活用 その際、特色ある医療クラスターが形成されるように、各NCにおいて機能付与するに当たっては、その強みや疾病の違い、医薬品と医療機器の違い等に留意しながら整備する必要がある。</p> <p>また、医療クラスターの形成に当たっては、研究活動の状況に留意しながら企業に情報発信する仕組みについて検討する必要がある。</p> <p>さらに、今後医療クラスターの形成に当たっては、関係産業界等との協議の場を設け進めていく必要がある。</p>	<p>○平成22年度の運用開始を目指して、<u>国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター及び国立成育医療センター</u>に医療クラスターの整備を開始(平成20年度予算36億円(当初18億円 補正18億円)。</p> <p>○国立がんセンターについては、医療クラスターとして、東病院「臨床開発センター」の充実強化を図っている(平成19年～平成21年)。</p> <p>○国立長寿医療センターについては、医療クラスターとして研究所の充実強化を図っている(平成20年～平成21年)。</p> <p>○平成20年度から、<u>国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター及び国立長寿医療センター</u>がスーパー特区の研究代表施設に指定され、産業界を含む他の研究機関と医薬品・医療機器の開発研究に関する取り組みを開始。</p> <p>○国立国際医療センター及び国立成育医療センターについても研究分担施設として、再生医療技術の実用化等の研究を実施。</p> <p>●医療クラスターの形成等、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める体制の整備を中期目標において規定する予定。</p>
<p>・治験中核病院の整備</p>	<p>○治験中核病院として必要な体制整備を継続し、これまで指定されていた国立がんセンター、国立循環器病センター及び国立成育医療センターに加えて、平成19年7月に新たに国立精神・神経センター及び国立国際医療センターが治験中核病院に指定された。</p> <p>●治験等の臨床研究を、高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するために病院基盤の整備に努めるよう中期目標において規定する予定。</p>
<p>・診療ガイドラインやクリティカルパス等による標準的医療やモデル医療など、医療の均てん化手法の開発の推進</p>	<p>●関係学会との連携による診断・治療ガイドライン等の作成を行うとともに、医療機関において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進するよう中期目標で規定する予定。</p>

<p>・病院内及び地域コホートによる臨床データバンクや検体バンク等、研究基盤の整備</p>	<p>○国立がんセンターがん対策情報センターにおける「院内がん登録及び地域がん登録」や、国立長寿医療センターにおける地域コホート研究である「老化に関する長期縦断疫学研究」等、臨床情報の蓄積と活用を積極的に推進している。</p> <p>○検体バンクについては、世界最高水準の検体数を誇る国立精神・神経センター「ヒト筋バンク」の検体数が1万件を超えるなど、引き続きその充実強化を図っている。また、同センターの「パーキンソン病ブレインバンク」の取組み等、研究基盤の整備に係る研究等についても積極的に取組みを開始している。</p> <p>●バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進するよう中期目標において規定する予定。</p>
<p>・優秀な人材を持続的に確保する観点から、人材の流動性を有した組織の構築や、優秀な外国人幹部の登用など、人材のグローバル化にも対応。とりわけ、病院及び研究所の管理職において任期付任用を導入するとともに、公募制を基本とする必要がある。</p>	<p>●非特定独立行政法人への移行に伴い、国家公務員としての制約がなくなるため、「優れた能力を持つ外国人の幹部登用」が可能となり、各法人の就業規則において、「公募を基本とした管理職への任期付任用制度の導入」や「大学・企業への出向制度の導入」について検討予定。</p> <p>●国家公務員としての制約がなくなるため、「優れた能力を持つ外国人の幹部登用」が可能となり、各法人の就業規則において、「公募を基本とした管理職への任期付任用制度の導入」や「大学・企業への出向制度の導入」について検討予定。</p>
<p>・NCの職員によるベンチャー等私企業への経営参加や、NCによるベンチャー等立ち上げの支援のあり方について検討</p>	<p>○国立精神・神経センターにおいて、企業との調整や広報等を行う部署としてビジネスディベロップメント室を設置。</p> <p>○国立循環器病センター研究所の先進医工学センターでは、産業界との連携に積極的に取り組み、高機能性ステントや小型の補助人工心臓等、数々の革新的医療機器の実用化研究を推進している。</p> <p>○国立国際医療センターが世界に先駆けて作製した、高病原性鳥インフルエンザの迅速診断キットについて、実用化に向けた民間企業との共同開発を行う等、国における制約の範囲内において私企業との関係強化を図っている。</p> <p>●非特定独立行政法人への移行に伴い、国家公務員としての制約がなくなるため、各法人において兼業規程を規定し、ベンチャー等の立ち上げや経営に参加することが可能となるよう検討予定。</p>
<p>・連携大学院制度の活用や海外の研究機関等との共同研究等、外部機関との交流の推進</p>	<p>○平成19年度において客員教授等の肩書で連携大学院(14大学)の教員となっているNCの職員は45名となっている。</p> <p>○平成20年度以降も、国立成育医療センターにおいて、複数の大学と連携大学院の締結の準備を続けるなど、外部機関との交流を推進している。</p>

<p>・NCにおいて研究開発が継続的・安定的に行われるよう、運営費交付金の確保、民間等外部資金の導入、知的財産管理等に関する仕組みの整備</p>	<p>○国立高度専門医療センター特別会計における大型研究費を増額(平成20年度:約40億円→平成21年度約61億円)  ○各センターにおける治験の受託額は増加傾向である。また競争的資金の獲得件数もここ数年着実に増加しており外部資金の確保に努めている。  ○知的財産管理については、平成21年度予算において、弁理士への業務委託経費等を新規に確保する等、その充実を図っている。  ●平成22年度運営費交付金等については、現在要求中。独立行政法人化により、新たに寄附金の受入が可能となるため、寄附受入規程を検討予定。知的財産管理として、職務発明規程を検討予定。</p>
<p><b>②人材育成</b></p> <p>・研究、TR、臨床の各領域において、指導者の中の指導者等を輩出できるキャリアパスの構築  特にTRや治験に必要となる、研究及び臨床領域に精通した人材育成システムの構築  ・医療の均てん化に必要となる専門家の育成  なお、各種人材育成については、その量より質に着目し、養成規模に関しては大学等他の関係機関の養成状況等に留意しつつ、また、世界レベルの人材を輩出できるよう、戦略的に少数精鋭の養成に努める必要がある。</p>	<p>○国立精神・神経センターでは、平成20年10月にトランスレーショナルメディカルセンターを設置し、3種類のセミナーを設けて、様々な方法論や研究理論を教授し、TRの指導的人材育成を開始。  ○国立成育医療センターにおいて、レジデント・専門修練医を増員(平成19年度:122人→平成21年度135人)する等、各センターの人材育成機能の更なる強化している  ●担当領域における医療や研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進する上でリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修、講習を実施し、それらの普及に努めるよう中期目標において規定する予定。</p>
<p>・モデル研修・講習を開発し、有効な研修等については中核拠点病院を通じ普及</p>	<p>○国立長寿医療センターにおいて、自治体からの委託を受けて行う認知症サポート医養成研修を運営・実践し、全国に認知症医療の普及を行っている。  ○国立精神・神経センター精神保健研究所では、17過程にも及ぶ研修を開発・実践し、受講者数は着実に増加している(平成20年6月までに累計受講者数は1万人を突破しており、我が国の精神保健分野での研修を牽引している。)</p>

地域医療との連携など医療の均てん化と情報発信のあり方(主な具体策)	対応状況
<p>国とNCが一体となって、都道府県の中核的な医療機関等を通じた先駆的医療や標準的医療等の普及</p>	<p>○国際医療センターでは、エイズ治療・研究開発センターが、エイズ拠点病院に対する出張研修等を通じてエイズ医療の均てん化に取り組んでいる。  ○成育医療センターは、子どもの心の診療中央拠点病院として(平成20年度～)、都道府県拠点病院に対する専門家派遣等を通じて子どもの心の診療水準の向上に取り組んでいる。</p>
<p>医療の均てん化の評価手法を開発し、必要な情報の収集・分析を行い、その評価を実施</p>	<p>●各センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、それら医療機関と連携して高度先駆的医療及び標準化に資する医療等の普及に努めるよう中期目標において規定する予定。</p>

<p>都道府県の中核的な医療機関等からの求めに応じた技術的助言や指導の実施</p>	<p>○国立がんセンターでは、<u>がん対策情報センター</u>にがん診療連携拠点病院向けのホームページを開設し、必要な情報提供を行うとともに、<u>病理・画像診断コンサルテーション等のがん診療支援システムの運営</u>している。また、技術的支援を含めた各種のがん専門研修を提供している。</p> <p>○循環器病センターでは、<u>脳卒中及び心筋梗塞の拠点病院</u>に従事する医療関係者に対し、<u>チーム医療に関する研修</u>を実施し、医療水準の向上に取り組んでいる。</p> <p>○国際医療センターでは、<u>肝炎情報センター</u>（平成20年10月～）が、肝疾患拠点病院の医療従事者に対する研修等を通じて肝炎診療の均てん化に取り組んでいる。</p> <p>○国際医療センターでは、<u>糖尿病の拠点病院</u>に対する予防・治療情報の提供等を目的とした<u>糖尿病情報センターの構築</u>に取り組んでいる。</p> <p>●各センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築するとともに、リーダーとして活躍できる人材の育成を行うよう中期目標において規定する予定。</p>
<p>医療の均てん化を推進していくためのNC内の体制整備</p>	<p>○国際医療センターでは、<u>肝炎情報センター</u>（平成20年10月～）が、肝疾患拠点病院の医療従事者に対する研修等を通じて肝炎診療の均てん化に取り組んでいる（再掲）。</p> <p>○国際医療センターでは、<u>糖尿病の拠点病院</u>に対する予防・治療情報の提供等を目的とした<u>糖尿病情報センターの構築</u>に取り組んでいる（再掲）。</p> <p>●各センターが、国内外の有為な人材の育成拠点となるための必要な取組みを行うよう中期目標において規定する予定。</p>
<p>都道府県の中核的な医療機関に対して国内外での最新知見（研究成果等）を収集・評価し、最良の情報発信を進めるとともに、国民に対しても、インターネット等による特定疾病についての幅広い情報発信の実施</p> <p>また、医療従事者に対しても、最新の知見に基づいた適切な医療を提供することができるような幅広い情報発信の構築</p> <p>なお、現時点においては、NCと都道府県の中核的な医療機関等とのネットワークは、がん、エイズ等限定的な疾病にのみ設けられているが、今後、医療の均てん化を推進する観点から、厚生労働省の各医療政策担当部局とNC担当部局とにおいて優先的疾患分野を特定しつつ、都道府県等との連携体制を構築していくことが求められる。</p>	<p>○国際医療センターでは、<u>肝炎情報センター</u>（平成20年10月～）が、肝疾患拠点病院の医療従事者に対する研修等を通じて肝炎診療の均てん化に取り組んでいる（再掲）。</p> <p>○国際医療センターでは、<u>糖尿病の拠点病院</u>に対する予防・治療情報の提供等を目的とした<u>糖尿病情報センターの構築</u>に取り組んでいる（再掲）。</p> <p>●担当領域における国内外の知見を収集・評価し、科学的根拠に基づく診断・治療法等の国民向け・医療機関向けの広報を行うよう中期目標において規定する予定。</p> <p>●担当領域において、各センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築するよう中期目標において規定する予定。</p>

<p>独立行政法人化したNCに対する国の関与等のあり方（主な具体策）</p>	<p>対応状況</p>
<p>災害が発生した場合や公衆衛生上の重大な危害が生じた場合等について、厚生労働大臣からNCに対して業務の実施を要求する規定を設ける必要がある。</p>	<p>○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「NC法」という。）において災害、特定の疾患等に関する公衆衛生上重大な危害が発生した（発生しようとしている）場合に厚生労働大臣が業務の実施を求めることができる旨規定（第24条）。</p>

医療政策に対するNCの提言機能のあり方（主な具体策）	対応状況
NCの医療政策に対する提言機能が確実に実施されるよう、NCの提言機能を法令上位位置付けるとともに、NCの医療政策における位置付けを踏まえ、政策医療をいかに戦略的に進めていくかという観点に立って議論をするため、各NCの代表を主たる構成員とした審議会（部会）を設置する必要がある。	○NC法において各センターの業務に「政策の提言を行うこと」を規定（第13条～第18条）。 ●審議会（部会）の設置については、社会保障審議会又は厚生科学審議会の部会で対応することも含め検討。

課題達成に相応しいNCのあり方等	対応状況
各NCが上記の研究、医療の均てん化等について「政策医療の牽引車」としての役割を十分に果たせるように、既存の体制を抜本的に見直し、各NCが担う疾病分野において的確に機能が発揮できる組織と効果的・効率的な運営管理体制を構築する必要がある。	○理事長予定者が指名された後、各センターの自律的・効率的な業務運営の在り方を検討する中で、本検討会の報告を参考にしつつ、決定されていくものと考え。
法人の形態については、今後、厚生労働省において、関係部門と調整することになるが、政策課題を効果的かつ効率的に達成できるようにするためには、各NCごとに法人化する必要がある。	○NC法において6法人を設立することを規定（第2条）。
各NCの活動成果に関して的確に評価するために評価指標を開発するなど、評価手法について検討する仕組みを設ける必要がある。	●定期的に事務事業の評価を行うとともに、研究開発については、その評価体制を整備していくよう中期目標において規定する予定。
NCが政策医療の牽引車としての的確に役割が果たせるよう、患者等からの声を活かせる仕組みをNCの中に設ける必要がある。	●患者・家族との情報の共有化に努め、患者の目線に立った医療の提供に努めるよう中期目標に規定する予定。
新たな政策医療については、現在NCが担当している領域から見て、どこにも属さないような分野に関しては、国立国際医療センターが国際医療協力を目的とし、全診療科を有していることに鑑みれば、基本的には国立国際医療センターが担うこととする。	○どのセンターにも属さないような分野については、NC法に基づき、（独）国立国際医療研究センターが担うこととなる（第3条第4項、第16条）。

※ ○は対応済み項目、●は対応予定項目。

## 国立高度専門医療センターの 今後のあり方についての有識者会議報告書の概要

平成19年7月13日

国立高度専門医療センター（ナショナルセンター、NC）は、行政改革の一環として「行政改革推進法（平成18年法律第47号）」や、その後の閣議決定「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月）」において、非公務員型の独立行政法人へ移行することが決定された。さらに、「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）」において、NC特別会計が平成21年度をもって廃止することと規定されたことを受け、平成22年度から独立行政法人へ移行することが決定された。

本有識者会議は、NCが独立行政法人化後において、国民医療にどのように貢献していくのか、その果たすべき役割等は何かについて、各々の政策医療分野の特性を踏まえつつ、検討を行ってきた。本有識者会議においては、今後、NCが独立行政法人化された後も、政策医療の牽引車としての役割を継続的に担えるよう、昨今の我が国の医療政策の経緯、現状、課題等も見据えつつ、幅広い視点に立って議論を重ねてきた。

今般、今後の医療政策におけるNCの役割等について、検討の結果を取りまとめたので、ここに報告する。

### NCの役割の明確化と持てる資源の選択と集中

- NCは、平成22年度に独立行政法人化されるが、その後においても、NCが国の負っている政策医療に対する課題を解決し、国民医療に貢献できるよう、役割を明確にし、戦略的な取り組みを行うことが必要。
- 効果的・効率的に政策課題を達成できるよう、自己完結的でなく、産学等と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、都道府県の中核的な医療機関等を支援。
- 成果を継続的に生み出していけるよう、研究所と病院とが高度専門性を有した上で、その連携を強化。NCの牽引力を一層高めるため、研究機能を中核とした、「医療研究センター的機能」の確立を図る。
- NCの病院機能については、NCの強みの根源であり、それを基盤として研究機能を強化し、成果を臨床に反映させる、「臨床研究重視型病院」を構築。  
求められる臨床研究、医療の均てん化、人材育成、情報発信に必要な一定規模の病床及び機能を確保。

### 今後の医療政策におけるNCの役割

「政策医療の牽引車」としての3つの役割

- (1) 臨床研究の推進 「統括・調整者の役割」
  - ・ 基礎研究の成果を臨床の実用化へつなぐ仕組みの構築
  - ・ 医療クラスターと治験中核病院に必要な体制の整備
  - ・ 人材の流動性を有した組織の構築、優秀な外国人幹部の登用、管理職の任期付任用の導入と公募制を基本とした任用
- (2) 医療の均てん化等の推進 「調整・支援・指導者の役割」
  - 医療の均てん化
    - ・ 情報発信を中心とした医療の均てん化の展開
    - ・ 都道府県の中核的な医療機関等を通じた先駆的医療や標準的医療等の普及
    - ・ 高齢者の在宅医療システムの構築等均てん化に係る主導的な役割
  - 人材育成
    - ・ 指導的な研究者や臨床家を指導する「指導者の中の指導者」の育成
    - ・ 世界レベルの人材を輩出できるよう、戦略的に精鋭の育成
    - ・ 医療の均てん化のため、地域医療の指導者の育成
  - 情報発信
    - ・ NCの行った研究成果等について迅速かつわかりやすい広報・周知
    - ・ 都道府県の中核的な医療機関等に対する診断・治療技術等に係る最良の情報発信
- (3) 政策医療の総合的かつ戦略的な展開 「政策医療に対する提言者の役割」
  - ・ 政策医療の展開等について、国に対して政策提言ができる仕組みの整備

### NCの課題達成に相応しいNCのあり方等

- 法人の形態について、政策課題を効果的・効率的に達成できるようにするためには、各NCごとに法人化する必要がある。
- NCが政策医療の牽引車としての確に役割が果たせるよう、患者等からの声を運営等に活かせる仕組みをNCの中に設ける必要がある。
- 新たな政策医療課題でどのNCにも属さないような分野については、国立国際医療センターが国際医療協力を目的とし、総合診療機能を有していることにかんがみれば、基本的には国立国際医療センターに担わせる必要がある。
- 各NCの独立行政法人の名称や中期目標等の制度については、その企画・設計が肝心との認識を十分にもって、本有識者会議の議論を踏まえ、検討を進めるべき。